

## 第 8 7 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月27日

札幌市中央区大通西4丁目1番地  
株式会社 北海道銀行  
取締役頭取 堰八 義博

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	92,417	預 金	3,458,156
コ－ルローン	70,000	譲渡性預金	31,781
債券貸借取引支払保証金	20,200	借 用 金	26,000
買入金銭債権	1	外 国 為 替	51
商品有価証券	3,566	そ の 他 負 債	23,986
金 銭 の 信 託	13,971	退 職 給 付 引 当 金	11,013
有 価 証 券	867,607	支 払 承 諾	33,264
貸 出 金	2,578,690	負 債 の 部 合 計	3,584,253
外 国 為 替	3,086	（純資産の部）	
そ の 他 資 産	38,107	資 本 金	93,524
有 形 固 定 資 産	25,954	資 本 剰 余 金	16,795
無 形 固 定 資 産	2,364	資 本 準 備 金	16,795
繰 延 税 金 資 産	33,103	利 益 剰 余 金	29,561
支 払 承 諾 見 返	33,264	利 益 準 備 金	2,648
貸 倒 引 当 金	50,905	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,913
		繰 越 利 益 剰 余 金	26,913
		株 主 資 本 合 計	139,880
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,823
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	525
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,298
		純 資 産 の 部 合 計	147,179
資 産 の 部 合 計	3,731,432	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,731,432

中間損益計算書

〔平成18年 4月 1日 から  
平成18年 9月30日 まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		42,824
資金運用収益	31,611	
(うち貸出金利息)	( 26,140)	
(うち有価証券利息配当金)	( 4,830)	
役務取引等収益	9,035	
その他業務収益	1,613	
その他経常収益	564	
経 常 費 用		30,268
資金調達費用	1,844	
(うち預金利息)	( 1,544)	
役務取引等費用	2,883	
その他業務費用	1,604	
営業経費	18,911	
その他経常費用	5,025	
経 常 利 益		12,555
特 別 利 益		15
特 別 損 失		189
税引前中間純利益		12,381
法人税、住民税及び事業税		32
法人税等調整額		5,012
中 間 純 利 益		7,336

(中間貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間決算期末前1か月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
動 産	3年～20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,356百万円であります。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異(11,587百万円、代行返上後)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジションの相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 関係会社の株式及び出資総額 3,810 百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 33,664 百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,063 百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,351百万円、延滞債権額は92,586百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は18百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,784百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,741百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38,149百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 127,033 百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,524 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券91,694百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は54百万円、保証金は2,476百万円であります。

24. 借入金、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

25. 1株当たりの純資産額 129 円 38 銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1円40銭減少しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	11,830	11,861	31
地方債	1,709	1,715	5
社債	35,116	35,071	44
その他	23,579	23,128	451
合計	72,235	71,777	458

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	33,637	59,938	26,301
債券	648,835	635,753	13,082
国債	449,424	437,938	11,486
地方債	41,982	41,386	595
社債	157,428	156,427	1,000
その他	59,006	58,898	108
合計	741,479	754,590	13,110

なお、上記の評価差額から繰延税金負債5,295百万円を差し引いた額7,815百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 非公募事業債	33,124
子会社株式及び関連法人等株式 子会社株式	2,434
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券	5,221 0

28. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	9,000	9,013	13

なお、上記の評価差額から繰延税金負債5百万円を差し引いた額7百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは20,067百万円であります。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、908,454百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	22,809 百万円
繰越欠損金	14,291
退職給付引当金損金算入限度額超過額	4,448
有価証券評価損否認額	1,874
減価償却損金算入限度額超過額	964
その他	1,414
繰延税金資産小計	45,802
評価性引当額	7,398
繰延税金資産合計	38,404
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,300
繰延税金負債合計	5,300
繰延税金資産の純額	33,103 百万円

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は147,704百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

34. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、8.80%であります。

(中間損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 19 円 60 銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 13 円 56 銭

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,008百万円及び株式等償却414百万円を含んでおります。